

令和5年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会（書面開催） 意見集約表

No.	意見内容	事務局の回答
1. 大阪府国民健康保険運営方針の見直しについて		
1	府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	
	国の施策など大阪府・府内市町村の国保運営に影響が生じるものについては、主導的に府内市町村を支えとともに、引き続き、国の補助拡充を求めること。	国民皆保険の最後の砦としての役割を果たすべく、財政運営の責任主体である大阪府の役割は重要であると考えます。今後も保険料抑制財源を始めとする各種公費の獲得・拡充に向け、国に働きかけを行うよう要望してまいります。
2	国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	
	大阪府赤字解消計画基準及び摂津市の赤字解消計画についてご教示ください。	大阪府においては、平成26年度で累積赤字の保険者が43市町村中19保険者となっております。このため、平成27年度以降、累積赤字率（累積赤字額/単年度経常支出決算額）が3%を超えている保険者を赤字解消計画策定対象とし、計画的に累積赤字の解消に努めることとされました。本市は大阪府の赤字解消計画策定対象外であり、累積赤字については平成27年度に解消されています。なお、上記計画とは別の全ての市町村が策定する赤字解消・激変緩和措置計画では、決算余剰金の活用等により解消すべき法定外一般会計繰入のうち保険料抑制を目的とする繰入れについて令和元年度に解消したほか、保険料及び一部負担金の減免を目的とする法定外一般会計繰入についても令和5年度末までに計画的に解消することとしています。
3	市町村における保険料の標準的な算定方法	
	市町村における保険料の独自減免は終了するが、府共通基準による減免基準の拡大について議論、審議を求めたい。	市といたしましても、府共通基準による保険料減免の拡充について要望してきているところです。今後も引き続き、広域化調整会議等の場で要望を続けてまいります。
4	市町村における保険給付の適正な実施	
	市町村における一部負担金の独自減免は終了するが、府共通基準による減免基準の拡大について、引き続き広域化調整会議等において議論、審議を求めたい。	市といたしましても、府共通基準による一部負担金減免の拡充について要望してきているところです。今後も引き続き、広域化調整会議等の場で要望を続けてまいります。

令和5年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会（書面開催） 意見集約表

No.	意見内容	事務局の回答
5	市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進	
	<p>被保険者証（資格確認書）の大阪府国保連合会による発行業務の共同処理について、来年秋のマイナンバーカードと保険証の一体化（保険証の廃止）に向けた対応状況を教えてください。</p> <p>また、マイナンバーカードの保険証利用登録済みの割合を教えてください。</p>	<p>被保険者証の大阪府国保連合会による発行業務の共同処理については、国保連合会と大阪府下の市町村が共同して処理を行うことによりスケールメリットが働くことから、本市においても平成30年度から国保連合会に委託して被保険者証の発行業務について共同処理を行っています。</p> <p>令和6年秋の被保険者証の廃止以降、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、全ての被保険者が必要な保険診療を受けられるよう、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、資格確認書により被保険者資格を確認するための規定が医療保険各法に設けられているほか、「令和6年秋」の具体的な期日についても今後議論していくこととされているため、本市といたしましては国・府の動向を引き続き注視し、被保険者に対する必要な周知・啓発を行ってまいります。</p> <p>なお、厚生労働省のホームページ発表によりますとマイナンバーカードの保険証利用登録件数については令和5年10月9日現在で71,416,151件となっており、本市では令和5年10月17日現在で7,925件となっております。本市の国民健康保険被保険者数から鑑みますと、マイナンバーカードの保険証利用登録済みの割合は約50%となっております。</p>
6	その他	
	<p>保険料率等の完全統一後も被保険者の負担軽減につながる取組について国や大阪府に働きかけてください。</p>	<p>前述した府共通基準による保険料・一部負担金減免の拡充に係る要望のほか、未就学児均等割保険料軽減の対象年齢の拡大について要望するなど、被保険者の負担軽減につながる取組について引き続き、国・府に対し要望を続けてまいります。</p>
	<p>市が運営方針の素案に対する意見を作成し、それに対する委員の意見を求める方式に変更したら良いのではと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。客観的な視点により率直なご意見をいただくため、これまでのやり方をしておりますが、大阪府から素案が示された日から市町村の法定意見聴取の締切日までの期間等を総合的に勘案した上で、今後の運営協議会開催に当たっての参考とさせていただきます。</p>

令和5年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会（書面開催） 意見集約表

No.	意見内容	事務局の回答
2. データヘルス計画について		
1	摂津市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）	
	現行計画の実績における若年者健診・保健指導事業のBMI改善率について、大幅に数値改善している原因は何か。	BMI改善率については数値を算出する上で2年連続での健診受診が必要となりますが、R4年度については対象者が19名と少ないため、一部の対象者の改善により改善率が大幅に上昇する結果となりました。現在保健指導の対象者をBMIの数値にて抽出しているため、BMIの改善率をアウトカム指標として設定しておりますが、よりよい指標がないか検討してまいります。
	摂津市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、摂津市のR3年度の特健康診受診率が30.3%と府や全国と比較して低い理由は何か。また、目標値については国の目標値に従ったということか。目標値との乖離が大きいため市独自の目標値を設定することは可能か。	40代、50代の受診率が低いことが大きな要因となっておりますので、より良い受診勧奨の方法を検討するなどにより受診率の増加を図ってまいります。 目標値については国より現状と目標との乖離が大きい状況ではございますが、第4期特定健康診査等実施計画において目標値が70%に設定されていることからそれに合わせて70%とすることが望ましいものと考えております。 ただし、最終目標値として70%という値は設定しますが、最終年度までの各年度では現在の実績を勘案して目標設定を行い、最終目標値の70%に向けて目標値を遡増させてまいります。
2	その他	
	他市町村に比し、保健事業に積極的に取り組まれている結果が現れてきていると思います。驕ることなく、さらなる努力を期待します。	今後とも被保険者の健康増進、効果的な医療費適正化の取組を続けてまいります。